

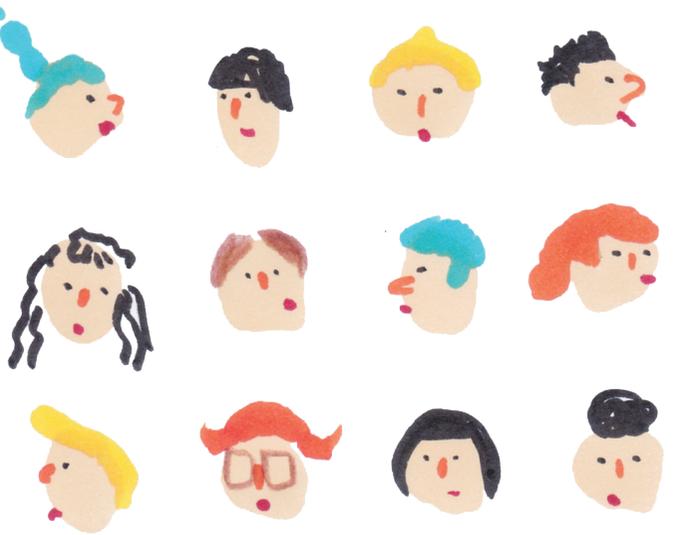


さいたま少年鑑別所

と

さいたま法務少年支援センター

／
コ
ト



さいたま少年鑑別所の沿革

- 昭和24年 時の少年法改正を受けて浦和少年観護所及び浦和少年鑑別所として始まる。
- 昭和25年 浦和市常盤8丁目において浦和少年保護鑑別所として新築移転される。
- 昭和27年 浦和少年鑑別所と改称する。
- 昭和51年 現在地(旧浦和刑務所跡地)に新築移転する。
- 平成13年 浦和市・大宮市・与野市の3市の合併で「さいたま市」となったことを受け「さいたま少年鑑別所」と改称する。
- 平成27年 少年鑑別所法の施行に伴いさいたま少年鑑別所の別称が「さいたま法務少年支援センター」となり、非行防止相談室「ひいらぎ」が併設されて地域援助業務を開始する。
- 平成31年 さいたま法務少年支援センター(非行防止相談室ひいらぎ・サテライト)をさいたま新都心に設置。

地域援助に関するご相談は下記にご連絡ください。



さいたま法務少年支援センター
非行防止相談室ひいらぎ
(さいたま少年鑑別所内)

TEL 048-862-2051 (受付)

受付時間

月～金曜日 (日祝休は除く)
9:00～11:45/13:00～16:30

さいたま少年鑑別所・さいたま法務少年支援センター

〒330-0063
さいたま市浦和区高砂 3-16-36
TEL 048-864-5858

アクセス
JR 浦和駅 西口 徒歩 15分
JR 中浦和駅 徒歩 15分
JR 武蔵浦和駅 徒歩 15分

map



非行防止相談室ひいらぎ・サテライト

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館1階

※サテライトでの相談をご希望の場合はあらかじめお申し付けください。

私たちの3つのしごと

観護

私たちのしごと1
-寄り添う-

少年鑑別所に収容された少年の心情に寄り添い、安心して審判に臨めるよう支援すると共に、健全な社会生活を過ごせるよう、一人ひとりに合った助言や指導を行うなど、生活全般を見守ります。



鑑別

私たちのしごと2
-見つめる-

医学、心理学、社会学、教育学などの専門知識に基づき、非行少年が有する能力や性格、取り巻く環境について客観的に精査し、非行に至ったメカニズムを解明するとともに、今後の指導方針を示します。



